

長寿医療制度の改善を求める意見書を可決

6月16日、文教厚生委員会から長寿医療制度の改善を求める意見書が追加議案として提出されました。

この意見書は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするために、国等へ制度の改善を求めるものです。

市議会は、意見書を可決し、国の関係機関へ送付しました。



長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の改善を求める意見書

平成18年6月健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の後期高齢者を対象とした長寿医療制度（後期高齢者医療制度）が、本年4月1日から導入された。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村の加入により設置された後期高齢者医療広域連合が運営を行っている。

この制度が始まった4月1日以降、保険証の未着や保険料の徴収ミス、年金からの天引きが多くの反感を招くなど、制度そのものへの信頼がゆらぎかねない状況となっている。

また、保険料負担において一定の激変緩和措置が設けられたものの、被保険者の負担のあり方、及び高齢者担当医の導入などの医療制度の改正に関し、多くの問題が指摘されている。

国は、国民に制度の意義を十分に理解してもらうと同時に、医療保険に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって、本市議会は、高齢者が安心して医療を受けることができるようにするため、国において、低所得者へのより一層の配慮など、負担の軽減を図るとともに、制度導入後の状況を十分把握・検証し、改善すべき問題を明らかにしたうえで、早急に必要な措置を講ずるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

笠間市ふるさとづくり寄附条例を可決

7月4日の臨時会において、ふるさとづくり寄附条例が可決されました。



笠間市ふるさとづくり寄附条例

【目的】

笠間市のまちづくりへの共感やふるさとへの思いを抱く人々から寄附金を募り、それを財源とした基金を設置し、個性あふれるまちづくり事業を実施するものです。

【事業の区分】

目的を具体化するための事業は次のとおりで、寄附をする方は、自らの寄附金を財源として実施する事業を指定することができます。

- (1) まちづくり支援事業 (2) 子ども支援事業 (3) 芸術・文化支援事業

【優遇措置】

寄附を行った場合は、確定申告をすると5,000円を超える分は所得税では所得控除、住民税にあつては翌年度の税額が一定の割合で税額控除されます。